

川崎市都市景観条例施行規則第8条第5号運用基準

川崎市都市景観条例施行規則(平成7年川崎市規則第42号。以下「規則」という。)第8条第5号に規定する市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが5メートル以下である階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分(当該各部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものに限る。)(以下「屋上部分」という。)又は高さが5メートル以下である棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する広告物を除く。)(以下「屋上突出物」という。)を除いた部分の高さが3.1メートル以下の建築物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度地区(以下「高度地区」という。)における建築物にあっては、次の表の左欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さ以下のもの。以下同じ。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

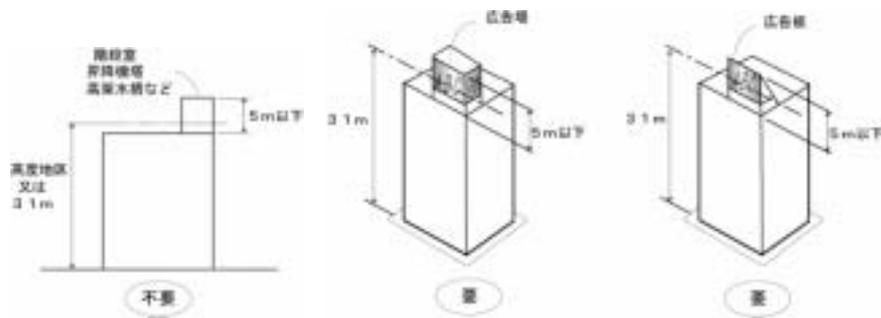
高度地区の種別	高さ
第1種	10メートル
第2種	15メートル
第3種	20メートル

- (2) 屋上部分又は屋上突出物を除いた部分の高さが3.1メートル以下の建築物の屋上部分又は屋上突出物を除く部分の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

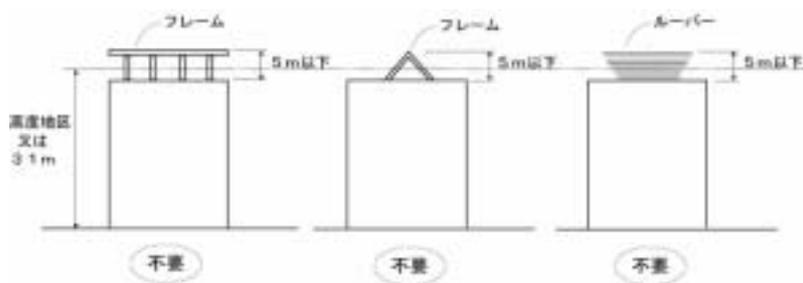
附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

1 屋上部分が5メートル以下の建築物の届出要否



2 屋上突出物が5メートル以下の建築物の届出要否



3 屋上部分又は屋上突出物が5メートルを超える建築物の届出要否

